

# 虐待防止のための指針

訪問看護ステーション飛鳥

## 1 基本指針

訪問看護ステーション飛鳥（以下「事業所」という）は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、運営規程に利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定める。全ての職員が虐待は人権侵害であり犯罪行為という認識のもと、本指針を遵守して、福祉の増進に努める。事業所における虐待を防止するために、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

## 2 虐待の定義

### (1) 身体的虐待

暴力行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与えるまたはそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

### (2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

### (3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

### (4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。または利用者にわいせつな行為をさせること。

### (5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を時由なく制限すること。

## 3 虐待防止のための具体的措置

当事業所では、虐待および虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という）の発生の防止等に取り組むにあたって「虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

### (1) 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する。

### (2) 虐待防止検討委員会の設置

- ・委員会の運営責任者は管理者が務める。
  - ・委員会の委員は、職員全員とする。
- (3) 虐待防止検討委員会の開催
- ・委員会は委員長の招集により年1回以上開催する。
  - ・虐待事案発生等、必要な際は随時委員会を開催する。
- (4) 虐待防止検討委員会の審議事項
- ・虐待に対する基本理念、行動規範および職員へ周知に関する事。
  - ・虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関する事。
  - ・職員の人権意識を高めるための研修計画策定に関する事。
  - ・虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関する事。
  - ・虐待が発生した場合の対応に関する事。
  - ・虐待の原因分析と再発防止策に関する事。
- (5) 虐待防止の担当者の選任
- 虐待防止の担当者は、管理者とする。

#### 4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待防止に関する基礎的内容等（適切な知識の普及・啓発）と併せ、事業所における虐待防止の徹底を図るものとする。

- (1) 研修の開催は、年1回以上とし、新規採用時にも実施する。
- (2) その他、必要な教育・研修の実施。
- (3) 研修の実施内容については、出席者、研修資料、実施概要等を記録し、電磁的記録等により保存する。

#### 5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市町に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市町および警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

#### 6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、3(5)で定められた虐待防止担当者とする。なお、虐待者が担当者の場合は、更生保護法人鶴舞会事務部長に相談する。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

## 7 成年後見制度の利用支援

利用者およびその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

## 8 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告する。

## 9 職員の責務

職員は家庭内における虐待は外部からの把握が難しいことを認識し、日頃から虐待の早期発見に努める。また、サービス提供先において、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は担当者に報告し、担当者は速やかに区市町村へ報告しなければならない。

## 10 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者およびその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも事業所内で閲覧できるようにし、ホームページにも公開する。

附則 本指針は、令和6年6月1日より施行する。